

## 犯罪収益移転防止法に係る

### 外国政府等において重要な公的地位にある方等の確認について

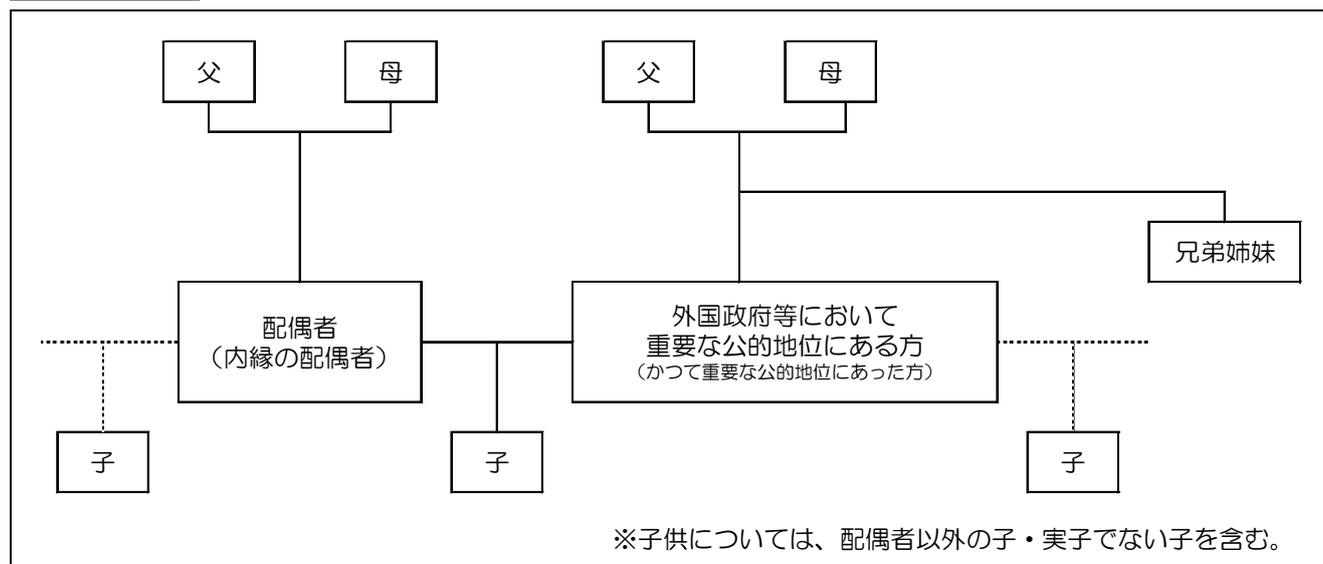
犯罪収益移転防止法により、個人のお客さまやそのご家族、または法人のお客さまの実質的支配者が外国政府等において重要な公的地位にあるか等についてご確認をさせていただく場合があります。

また、外国政府等において重要な公的地位にある方等との一定のお取引に際しましては、複数の本人確認書類のご提示をお願いするなど追加的なご対応をお願いさせていただきます。すでに当金庫とお取引をいただいているお客さまで、下記に該当する方は窓口までお申し出くださいませうようお願い申し上げます。

#### 外国政府等において重要な公的地位にある方等

- ①外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方
- ②過去に上記①であった方
- ③上記①または②の方のご家族（配偶者、父母、子、兄弟姉妹等）
- ④上記①～③の方が実質的支配者に該当する法人

#### ご家族の範囲



#### 外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方

- ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ・我が国における衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職
- ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ・我が国における統合幕僚長・副長、陸上幕僚長・副長、海上幕僚長・副長、航空幕僚長・副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員